最終更新日：2015年11月9日
株式会社ゲオホールディングス
代表取締役社長　遠藤　結蔵
問合せ先：052-350-5711
証券コード：2681
http://www.geonet.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、グループ会社ごとに事業を展開する体制をとっており、各事業会社とそれらを管理・指導するグループマネージメント部門を分離した体制をとることで、事業部門とグループマネージメント部門の位置付けを明確にし、統制の取れたグループ組織体制とすることにより、ガバナンスの強化を図ることができると考えています。

当社は、企業価値の最大化をはかるために、激変する経営環境に迅速かつ的確に対応するとともに、現行の取締役・監査役体制を更に強化し、経営内容の透明性の向上、法令遵守の徹底をはかることにより、コーポレート・ガバナンスの強化に努めていく所存であります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新	20%以上30%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社城蔵屋	13,985,800	25.60
株式会社藤田商店	3,960,000	7.24
常興薬品株式会社	1,782,900	3.26
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	966,300	1.76
遠藤　素子	948,200	1.73
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	906,400	1.65
CBNY－GOVERNMENT　OF　NORWAY　常任代理人　シティバンク銀行株式会社	808,064	1.47
メロン　バンク　エヌエー　アズ　エージェント　フォー　イッツ　クライアント　メロン　オムニバス　ユーエス　ペンション　常任代理人　株式会社みずほ銀行決済営業部	765,400	1.40
みずほ信託銀行株式会社　退職給付信託　みずほ銀行口　再信託受託者　資産管理サービス信託銀行株式会社	671,200	1.22
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	596,900	1.09

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	小売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	3 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
荻野　恒久	公認会計士											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
荻野　恒久	○	―――	会計の専門家としての長年の経験、知見等により、客観的かつ専門的な視点から、当社取締役会の意思決定及び取締役の職務執行の監督等、社外取締役として期待される役割を十分に発揮することができる者であり、もって当社のガバナンスの適正化に十分貢献すると考えられますので、社外取締役として適任であると判断しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している

定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人と年4回定期的な会合を持ち、意見交換を行うとともに、必要に応じて報告を求めております。また監査役は、内部監査部門との連携状況におきましても監査計画の調整、監査報告の交換等、常に監査部との情報交換を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
春馬　葉子	他の会社の出身者													
田村　正治	他の会社の出身者													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
春馬　葉子	○	独立役員として指定しております。	弁護士の資格を持ち、企業法務に関する相当程度の知見を有しており、経営判断において高度な法律面からのアドバイスをしていただくためであります。 〔独立役員指定理由〕 社外監査役春馬葉子氏は、現在弁護士として活動されており、法律に関して高度な専門的知識を有しており、当社のコーポレート・ガバナンス及びコンプライアンスの強化に重要な役割を果たしているとともに、また一般株主と利益相反が生じるおそれがないため、独立役員に指定いたしました。
田村　正治		―――	金融機関における長年の経験があり、豊富なキャリアと専門知識を有しており、経営の透明性と客観性向上についてご指導いただくためであります。

【独立役員関係】

独立役員の人数	2 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

(1)平成21年6月26日開催当社定時株主総会決議に基づき、当社取締役と執行役員(株式報酬型)
(2)平成22年6月29日開催当社定時株主総会決議に基づき、当社取締役、執行役員及び従業員並びに当社関係会社の取締役及び従業員
(3)平成25年6月25日開催当社定時株主総会決議に基づき、当社関係会社取締役並びに当社及び当社関係会社の従業員
(4)平成27年6月25日開催当社定時株主総会決議に基づき、当社関係会社取締役並びに当社及び当社関係会社の従業員

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員

該当項目に関する補足説明

会社の業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として付与しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

当社の全取締役の報酬等の総額は、100百万円であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬等は、基本報酬とストック・オプションで構成されております。基本報酬並びに報酬額の水準につきましては、経営内容、同業他社及び同規模の企業と比較の上、当社の業績に見合った水準を設定し、業績等に対する各取締役の貢献度に基づいた報酬としており、取締役会において決定しております。ストック・オプションは、1事業年度の報酬枠の範囲内で株式型報酬ストック・オプションとして割当を行い、当社の業績や株式価値と連動したものとし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的に継続した業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気を高めることを目的として平成21年6月26日開催の定時株主総会においてご承認いただき、導入しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

現在、社外取締役及び社外監査役の職務を補助する専従スタッフを置いておりませんが、法務部門が取締役会及び監査役会の事務局業務を担当し、取締役会用資料及び監査役会用資料の事前配布等、必要なサポートを行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、監査役制度採用会社であります。当社取締役会は、法令、定款に定められた事項、経営に関する事項を決定し、取締役が相互に業務執行状況を監視しております。当社の取締役は3名、内1名が社外取締役、監査役は4名、内2名が社外監査役であります。
また、取締役会が決定した経営方針に基づき、経営効率の向上及び業務執行機能の強化を図る為、執行役員制度を導入しております。監査役につきましては、監査役制度のもと常勤監査役が中心となり、取締役会に出席し、客観的立場から取締役の職務執行を監視できる体制となっております。
報酬決定等の機能におきましては、株主総会にて取締役全員及び監査役全員の報酬限度額が決まっており、この点で株主の監視が働くしくみとなっております。取締役の報酬等は基本報酬とストック・オプションで構成されており、取締役会において決定しております。社内監査役及び社外監査役の報酬等は常勤・非常勤の別、監査業務内容等を考慮し、監査役会において各監査役が受ける報酬の額を定めております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、現在社外取締役を1名選任しております。社外取締役に期待される役割としては、外部的視点からの業務執行に対する監督機能等を想定しております。当社は、一定の独立性を有する社外の有識者を社外取締役として選任し、業務執行を公正かつ適正に監督する体制をとっております。
現在、当社の監査役会は4名で構成されており、うち社内監査役2名、社外監査役2名であります。各監査役は、常勤監査役(社内監査役)が中心となり、取締役会に出席し、客観的立場から取締役の職務執行を監視できる体制となっております。
外部的な視点からの社外役員によるチェックという観点から社外取締役及び社外監査役がその役割を全うすることにより、経営監視体制として十分に監督機能を果たすことが可能であるため、現状の体制を選択しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
電磁的方法による議決権の行使	PC及び携帯電話によるインターネットを通じた議決権の行使を実施しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページ（http://www.geonet.co.jp/ir/irpolicy.html）にて、記載しております。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	半期毎に決算説明会を実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ（http://www.geonet.co.jp/）にて、決算情報・適時開示資料等を掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	情報管理部にて設置しております。	
その他	北米、欧州、アジアの海外機関投資家向けに年数回程度、面談および電話会議を実施しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「行動基準」にて、ステークホルダーへの尊重について規定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境問題の重要性を認識し、「行動基準」にて、環境問題に積極的に取り組むことを規定しております。また、CSR活動として、全国のゲオショップに募金箱を設置し、盲導犬育成支援を行っております。その他に、地域の青少年育成への協力として、少年野球大会を後援するなどの取り組みも行っております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「行動基準」及び「IRポリシー」にて、迅速、正確かつ公平に開示することを規定し、より多くのステークホルダーに対し、情報提供ができるよう、ディスクロージャー誌を発行しております。
その他	当グループでは、女性の視点を店舗運営に活かすため、多くの女性スタッフが活躍しております。また、役員の女性登用状況は、監査役4名のうち、女性を1名登用しております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社の内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況は以下のとおりであります。

1. 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制
（1）取締役・従業員が法令・定款に適合し、社会的責任を果たす行動ができるように、企業倫理規程を制定し、法務コンプライアンス部担当取締役を統括責任者とし、当社及び当社子会社の全役員・従業員にコンプライアンスの周知・徹底を図る。
（2）コンプライアンスの状況については、監査部に内部監査をさせ、取締役・監査役に報告せしめる。
（3）コンプライアンス違反行為が行われ、又は行われようとしていることに気づいた場合、従業員が直接、担当窓口に通報するよう内部通報制度規程に定め、周知を図る。
2. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
（1）想定しうるリスクに備えるため、リスク管理規程を制定するとともに、社長を委員長とするリスク管理委員会を設置し、リスクを把握・評価し、対策を決定する。
（2）危機が発生した場合は、リスク管理規程に基づき、危機管理対策本部を設置し、損害を最小限に止める体制を整備する。
3. 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制
（1）取締役会を毎月１回、定期的に開催し、必要に応じて随時、臨時取締役会を開催するとともに、事前に、会議において議論を行い、取締役会で審議・決定する。
（2）取締役会決議・組織権限規程により、取締役の担当業務と職務権限を明確にする。
（3）中期経営計画・年度経営計画により全社的な目標を設定し、各部門はその目標達成のために具体的な部門目標を設定する。
4. 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務執行に係る情報については、法令・定款・社内規程に基づき、適切に、かつ検索性の高い方法で保存・管理する。
5. 当会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
（1）子会社の統括管理を情報管理部が行い、各部門は担当業務に応じた管理を行う。
（2）子会社の取締役・監査役を当社から派遣し、子会社の業務執行状況を監督・監査する。
（3）子会社は、当社との連携を保ちながら、自社の事業規模・特性を踏まえ、自ら内部統制システムを整備する。
（4）当社は事業活動の総合調整と業務執行の意思統一を図るため、情報管理部より月１回、子会社に対し重要事項の報告を求め、その内容を確認する。
また、報告事項のうち、特に重要性の高い事項については当社基準により親会社取締役会に報告等を行い、親会社においても審議を行う。
6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
（1）監査役から求められた場合、監査役会と協議の上、必要な人員を配置する。当該人員の異動・人事評価については、監査役会の意見を尊重する。
（2）監査役が使用人に指示した補助業務については、監査役の指示のみに服する。
7. 当社及び当社子会社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
（1）当社及び当社子会社取締役は、当社に重大な影響を与える事項及び監査役会が報告すべきものと定めた事項について、監査役に報告する。また、監査役は必要な都度、当社及び当社子会社取締役・従業員に対し、報告を求める。
（2）会社は、前項の報告を行った者に対し、当該報告を理由として、不利な取り扱いを行わないものとする。
8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
（1）代表取締役と監査役との定期的な意見交換会の開催、また監査部との連携により、適切な意思疎通と効果的な監査を図るための体制を確保する。
（2）会計監査人と監査役との定期的な会合を開催し、意見交換を行うとともに、必要に応じて報告を求める機会を設ける。
9. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該業務の執行について生ずる費用または債務の処理に関わる方針に関する事項
当社は、監査役がその職務の執行に伴い、当社に対し費用の請求をした場合、当該請求が監査役の職務執行に必要ではないと認められた場合を除き、当該請求を処理する。
10. 財務報告の信頼性を確保するための体制
金融商品取引法の定めに従い、財務報告に係る内部統制が有効かつ適切に行われる体制の整備、運用、評価を行い、財務報告の信頼性と適正性を確保する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、公正な経営を実現するため、企業倫理規程において「行動基準」を制定し、役員、従業員に法令遵守・企業倫理の徹底をはかっており、反社会的勢力に対する姿勢について以下のとおり掲げております。

〔行動基準・抜粋〕
反社会的勢力には毅然とした態度で臨みます。
社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力・団体とは毅然とした態度で臨みます。
不当な要求があった場合は、社内に設けた対応担当部署に情報を集約し、関係行政機関や法律の専門家と緊密に連携して速やかに適切な対応を行います。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【適時開示体制の概要】
　当社は、株主・投資家に対して当社グループに対する理解を促進し、適正な評価に資するため、金融商品取引法および東京証券取引所の定める「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」に沿って、情報開示を行っております。
　重要事項の情報開示に関しては、重要事項の取締役会決議後、 重要事実の発生事実をIR部門にて確認後、決算に関する情報他については、経理部門・法務部門より取締役会の承認後、情報開示担当役員の承認を得て、IR部門が適時開示を行っております。

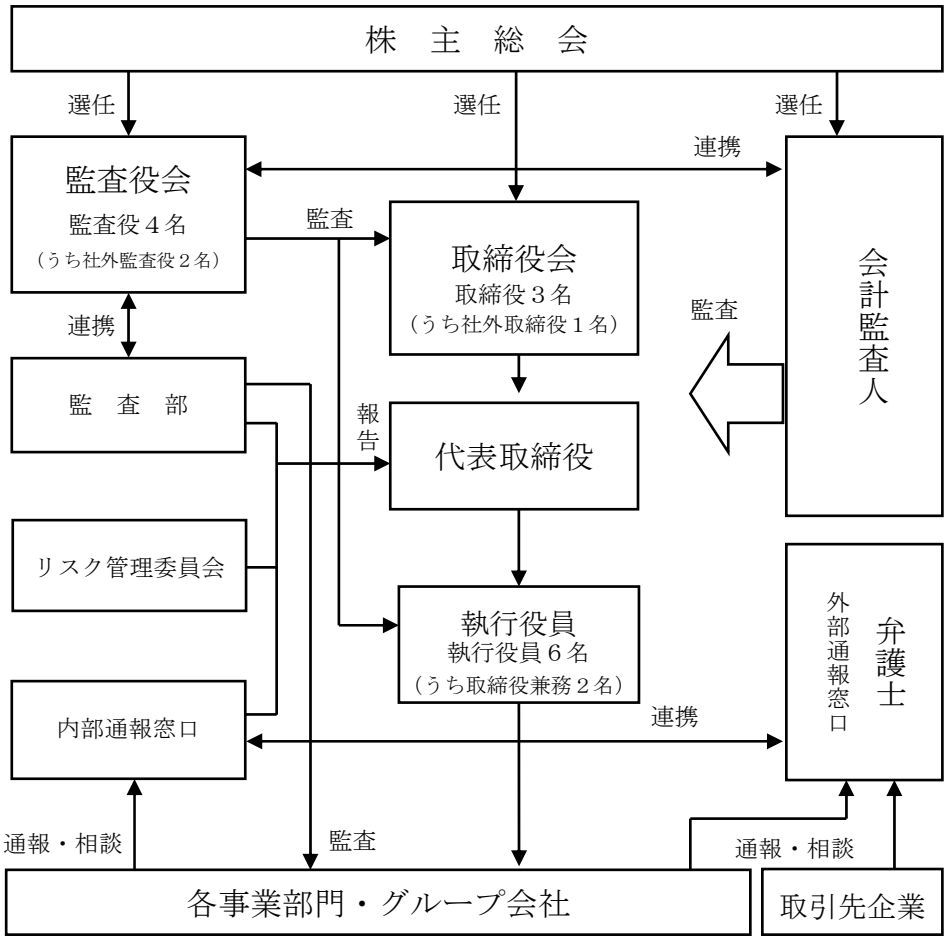
株　主　総　会
選任
選任
選任
監査役会
監査役４名
（うち社外監査役２名）
連携
監査
取締役会
取締役３名
（うち社外取締役１名）
会計監査人
監査
連携
監　査　部
報告
代表取締役
リスク管理委員会
執行役員
執行役員６名
（うち取締役兼務２名）
弁護士
外部通報窓口
内部通報窓口
連携
通報・相談
監査
通報・相談
各事業部門・グループ会社
取引先企業